

第三十一回 参議院農林水産委員会会議録第二十号

昭和三十四年三月二十四日(火曜日)午前十時五十六分開会

委員の異動

三月二十日委員田中茂穂君辞任につき、その補欠として西川甚五郎君を議長において指名した。

三月二十三日委員田中茂穂君辞任につき、その補欠として田中茂穂君を議長において指名した。

本日委員安部キミ子君辞任につき、その補欠として小笠原三三男君を議長において指名した。

委員長

理事

出席者は左の通り。

高橋 審君	農林政務次官	農林省畜産局長	水産局長官
高橋 審君	安田善一郎君	奥原日出男君	
常任委員	安楽城敏男君	会専門員	
水産厅生産部漁港課長	林 真治君		

政府委員
農林政務次官 高橋 審君
農林省畜産局長 安田善一郎君
水産局長官 奥原日出男君
事務局側
常任委員 安楽城敏男君
会専門員

説明員
水産厅生産部漁港課長 林 真治君

本日の会議に付した案件

○漁港法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○蘭系価格安定法の一部を改正する法律案(衆議院送付、予備審査)

○漁船法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○飼農振興法の一部を改正する法律案(衆議院送付、予備審査)

○委員長(秋山俊一郎君) ただいまから、農林水産委員会を開きます。

漁港法の一部を改正する法律案(衆議院第四号)(衆議院提出)、蘭系価格

安定法の一部を改正する法律案(衆議院第五号)(予備審査)、漁船法の一部を改正する法律案(衆議院第六号)(予備審査)を一括して議題にいたします。

まず、順次提案理由の説明を求めます。

○衆議院議員(田口長治郎君) まだま議題となりました漁港法の一部を改正する法律案について提案理由を御説明申し上げます。

漁港法は、水産業の基本的な生産基盤である漁港を整備し、その維持管理を適正にすることを目的として昭和二十五年に制定され、自來同法第五条に基き全国にわたり二千六百八十港の漁港を指定し、さらに同法第十七条に従つて、このうち六百四十七港を整備計画の中に取り入れ、国はこれに対し年々相当額の修繕事業負担金あるいは補助金を計上し、漁港整備事業の促進に努めており、その結果三十四年度完成見込みのものを加えますと、今日までに百三十六港の漁港が整備され、水産業の振興に貢献をいたしておりますことは、ここに多言を要しないところであります。

漁港の種類には、第一種から第四種まであって、その位置、規模、利用度等の別に応じ、格付けが行われ、その費用についての国の負担及び補助についてある程度の格差をつけているのでありますが、その中にあって、利用範囲が全國にわたる七十八港を第三種漁港としてその整備には相当の努力がなされておるのであります。

しかしながら、このよくな第三種漁港中においても、水揚高の多寡、国民経済に対する寄与の度合いから見ておのずからそこには漁港としての機能、役割において頭角をぬきんでおり、今後の漁港対策上、一般の漁港と全く同一に律するわけには参らないと思われるもののありますことを否定したいところであらうかと存ずるのであります。

○衆議院議員(高田富之君) ただいま議題となりました蘭系価格安定法の一項を改正する法律案につきまして提案理由の説明を申し述べたいと存じます。

昨年の暮に、政府におきましては、今期生産年度を通じて蘭系価格安定法による蘭につきましては、一貫目最低価格四百円といふことにもかかわらず、これを千円というところまで大幅に引き下げを行いまして、これにつきましては蘭系価格施行令の臨時特例に關する政令というものを出します。従いまして、私どもはそういうことを政令にゆだねない、この重大な最低蘭価につきまして、少くとも八割五分というところで全然ゆとりがないということであるならば、若干ここに幅を持たせまして、少くとも七割五分程度以上のところでなければならぬということに、七割五分を下つてほならぬということに、これを正式に蘭系価格安定法の中に挿入します。

入いたしまして、政令に一切をゆだねなければならぬと思うであります。現在の千円に下げたということも、結局千円に下げれば政府が買い出動をする必要のある価格であるから下げたとしか考えられないのですから、実際的には最低賃金支給制度の放棄にひとしい。確かにこれは実質的に最低賃金を放棄したと見ざるを得ないのであります。形式上は放棄してないと申しましても、実際的にはまた最低賃金が千円の線までになりました場合には、理論上これを今までの状態で言いますれば、さらにこれを八百円に下げるといふことも可能となります。されば、さらに八百円に下げるといふことも可能であるといふような法律になつておりますので、これははなはだ法の精神に反することは申すまでもないと思うのであります。同時にまた、常識論からいきますと、昨年度の賃金の暴落状況を見ておおむね最低千二百円くらいのところでおおむねこれが抑えなければなるまいと、どうしても千四百円といふものが必要と考へるならば、差額の二百円程度は別途の方法でこれを助成すべきではないかという考へ方がほんの一一致をとります。同時にまた、与野党とも当時の状況においておおむね最低千二百円くらいのところでおおむねこれが抑えなければなるまいと、どうしても千四百円といふものが必要と考へるならば、差額の二百円程度は別途の方法でこれを助成すべきではないかという考へ方がほんの一一致をとります。また、農林当局においても、大体これを是認せられた状況であるのであります。それを一拳に千円に下げたというのは、実に意見するような空氣もありまして、農林当局においても、大体これを是認せられた状況であるのであります。それをして外などでありまして、全くこれでは簡単に行われるものであつてはならないと思いますので、私どもはあくまで

に、明確に繭の生産費の額の八割五分を下るものであつてはならないといふように最低繭価について明記いたしました。かように考へるわけでござります。八割五分をなぜ七割五分にしましたか、六割でなく、七割五分にしたがいしたこと、その辺の理論的根拠は何でしょうか。これはただいま申し上げましたように、大体昨年度における経験から申まして、ほぼ妥当な線であろうといふことが言えると思うわけであります。なお、今回審議しておりますところの蚕繭事業團というふうなものもあまして、これによつて若干の操作は可能でありますので、応七割五分を最低にいたしまして、従来農民が強く叫んで要望し参りました生産費の八割五分といふところの近くまで事実上の操作において私どもは七割五分というものを法上これを明確に定めていただきたい。こうすることによって、養蚕農民にたずらに不安動搖を与えることなく、眞に養蚕經營に精進するような状況を作り上げないと考へる次第であります。

○委員長(秋山権一郎君) 次に、漁船法の一部を改正する法律案について提出理由の説明を求めます。

○衆議院議員(田口長治郎君) ただいま議題となりました漁船法の一部を改正する法律案について提案理由を御説明いたします。

漁船法は、漁業調整その他公益上の見地から動力漁船の隻数または合計総トン数の最高限度を設定するとともに、長さ十五メートル以上の動力漁船の建造等については許可制として、漁船の建造等を調整し、また、漁船はすべて登録及び検査を受けることを義務づけ、その他船主の依頼に応じて漁船の性能検査あるいは試験を行うこと等によって漁船の性能の向上をはかり、漁業生産力の合理的発展に資することを目的として制定されておることは御承知の通りであります。

このよろちに、漁船は漁船法により、すべて登録を受けなければならないのです。ありますが、そもそもこの法律に基づく漁船登録制度は、連合軍總司令部の指令に基いて制定された漁船登録規則の内容をほとんどそのまま継承したものであつて、当時の事情から、すべての漁船につき厳重な登録制がとられ、登録を受けなければ漁船として使用できないこととなつてゐるのです。

現在登録を受けている漁船は、約四十万隻あり、これら漁船の中には、科学的な装備を有する數千トンの大型漁船がある反面、無動力漁船が約二十五隻もあり、このうちには、橹、かいのみをもつて操業する一トンに満たないきわめて小型のものが約十九万隻も含まれてゐる現状であります。

は、すべて沿岸の零細漁業者でありますので、法の命するところにより登録すれば三年ごとの検証を強制します。または三年ごとの検証を強制します。存続せしめておく実益もほとんどないことは、それらの者の漁業に支障を与えるのみならず、今後なお登録制度と存する次第であります。従いまして、この際、無動力漁船のうち、総トン数一トン未満の漁船に限つては登録義務を課さないこととし、ここに本件を提出致したのであります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願ひいたす次第であります。

○委員長(秋山俊一郎君) では、漁港法の一部を改正する法律案について、これから審議を行ふこととし、その他の法律案の審査は日を改めて行うことといたします。

先ほど提案理由の説明を聞きまして、漁港法の一部を改正する法律案(衆議院提出)五四号(衆議院提出)を重ねて議論することといたします。この法律案は、去る十八日、衆議院本会議で全会一致をもって可決され、当院送付、当委員会には託されました。

次に、この法律案について、政府から村言されることがありますれば、その際発言を願います。——別に發言はないようであります。それではたゞいまから法律案の審査を行います。質疑の方は御質疑に入ります。御質疑のある方は御質疑を願います。

○小笠原三三男君 この第三種七十号港ですが、このうちの特定第三種漁港といふのは、具体的には何港になるのですか、この法律が生かされれば、

きりきりならないのですござりますが、一
応決定をするものさしといたしまし
て、過去三年間の水揚高及び過去
三年間の水揚高のうちで、県外に
移出をした数量が五〇%以上、それか
ら過去三年間の入港漁船数が二十五
万トン以上、それから主として遠洋漁
業に關係がございますから、接岸岸壁
が百五十メートル以上、その程度をも
のさしにして指定を政令に譲つたらど
うかと、こういうよろんな考え方でおるの
であります。

以上、お答え申し上げます。

○小笠原二三男君 この提案理由を聞
きますと、どうしても特定第三種漁港
の指定の必要があると現実にそういう
ことをお認めになつて、こういふ法律
案を御提案なさるのでですから、従つて
そのものさしは何々等ということでな
く、政令内容になるものであつても、
この法律案を通すときには確定してお
いてもらわなければ不都合だといふう
に私は感するのです。そして具体的
に、どこの漁港がこの特定第三種漁港
と、この法律が通る段階においては指
定されるのだということは、明確に
なつていなければ、これは議員立法で
ありますから特に工合が悪いと私は思
う。現実にその必要を認めてこらいう
法律案を出したのだから、必要な漁港
はこれこれだということをわれわれに
も明示していただきたいと思うので
す。そうでなくして、法律にはこうしま
した、政令にゆだねます、その結果、
また議員がそこに移到して政令のいろ
いろなもののさしを変更することによつ
て、特定第三種漁港というものへ指定
を受けるという運動が起つてくる、そ

うような、そんな政治的な幅があるようならやり方であつては、私はこの種の客観的な行政をやつしていくことに不都合だと思う。そういう意味では私は、今、提案者がお話しになりましたそのものさしは、衆議院が法案を通過させる際における最終的な結論であるのかどうか、この点もお伺いしたいし、それはその通りまたこの法律案が通つた暁には、水産行政当局において政令としてそのまま出していこうとされるのであるかどうかお伺いしたいし、そうだとすると、予想される第三種漁港は、どれどのがこの特定第三種漁港になるのかということを明瞭に聞いていただきたい。重ねて御質問いたします。

○衆議院議員(田口長治郎君) ただいま私は申し上げました四項目につきましては、衆議院でもさうより決定いたしました。

して法案を通過させた次第でござります。以上の四つの条件で全区の第三種漁港を策定いたしましたと、長崎、博

多、下関、焼津、三崎、銚子、塩釜、八戸、以上が大体このものさしにはま

る第三種漁港になつておるのでござります。

○政府委員(奥原日出男君) 政府として特定第三種漁港指定の基準として考

慮いたしておりますのは、ただいま田口先生からお述べになりました四つ

の基準をそのまま取り上げたい、かよう

に考えておる次第でござります。もう一度繰り返して申し上げますすれば、

年間の漁獲物の水揚高が五万トン以上及びその中で県外に対しまくる出荷率

が水揚高の五〇%以上、さらに第三に入港登録漁船のトン数の平均が二十

五万トン以上、第四といたしまして大

型漁船の接岸施設水深四メートル以上のものの延長が百五十メートル以上の

ものを基準として取り上げることにいたしたい、かように考えておる

のでござります。これを今の漁港に当てはめまして考慮いたしますれば、た

だいまお話を出ましたように八戸、塩釜、銚子、三崎、焼津、下関、博多、長崎、これがこれに該当いたす、かよ

うに考えておる次第でござります。

○小笠原二三男君 今おあげになつた接岸施設水深四メートルの百五十メー

トル以上といふことを言いましたが、これは現在そういうふうに完備してお

る所ということですか、こういうふうにする所といふことですか。

○政府委員(奥原日出男君) 言葉が足りませんのでお尋ねを重ねていただ

くのでございますが、現在のところ、接

岸施設及び漁港整備計画にあげており

ますする工事予定、これを合せまして百

五十メートル以上、かように考えてお

ります。

○小笠原二三男君 そうすると、今お

あげになりました八戸以下の漁港のうち、この施設が完成していない所はどう

ります。

○政府委員(奥原日出男君) 現在まだ

完成いたしておませんために、漁港

整備計画で取り上げて工事をいたして

おりますのは八戸及び塩釜の二港でござります。その他の港に関しましては、完成をいたしております次第であり

ます。

○小笠原二三男君 そうすると、八

戸、塩釜がかりに特定第三種漁港に指

定になりますと、今までの第三種漁港の計画等はまたついのこととに総合的

に計画変更になつて予算がつけられる

と、こういう可能性も出てくるわけですか。今までの計画は計画で進め、そ

の上にプラスされて特定第三種となるのですか。

○政府委員(奥原日出男君) さしあた

りは特定第三種漁港に指定をいたしま

して、現在の漁港整備計画の可及的早

期完成に努めると、こうしたことでござります。漁港整備計画全般につきま

しては、過般漁港部設置に関するもの

産廃設置法の改正を御審議いただきま

した次第でございますが、われわれと

いたしましては、第三種のみならず、

他の漁港に関するものも含めまして、全般的な現在の漁業の状況の推移に応じます再検討をいたします

る目的をもちまして、明年度からこれに関する調査に取りかかりたいと、か

くいう建前になつておる次第でござります。

○衆議院議員(田口長治郎君) 今まで

漁港法といたしましては、漁港の修築

は国も自治体も漁業協同組合もできる

こと、こういう建前になつておる次第でござりますが、府県が計画を立てておるのですが、府県が計画を立てまして

やるもの及び漁業組合が計画を立ててやるものばかりでござります。

○衆議院議員(田口長治郎君) やるのもばかりでござりますが、農林大臣が計画を立てるにしても、県が立ても、やはりそれを農林大臣が審査して、農林大

臣が納得いかなければそれを認可しておらぬのが今までの行政じゃないか

だからこのねらいは、はつきりそういう特定のものは国営で計画を立てて、農林大

しては、一方におきましてただいまお話を出ましたように、工事の促進といふことを急速にやりますとともに、負担の問題について、単なる地方的な港湾との間におのずから取扱いが異なるべき方角があるのじやないか、かよう存するのでござりますが、この点に關しましては、今後の予算の問題に関する問題といたしましては、なお解決を見ていない次第でござります。

○小笠原二三男君 そうしますと、従来の漁港整備計画に基いてとつた予算の中から特定に、またこの種のものに金が分配されるというだけのことであつて、特にプラス・アルファで増額して、国家的見地でここに相当額の投資をする、そういうようなことはちょっといひかないということなんですね。結局、従来の漁港整備計画でまだまだやらないちやならぬところがある。いふうな結果が促進されないと、政治力の弱いところはおくれてくるというような、整備が促進されないと、その点が心配なんですよ。このほかは大へんいい。しかし、そのために片方どつかにしわが寄つていくといふようなことはあるのか、ないのか。

○政府委員(奥原日出男君) ただいま特定第三種漁港として予定をいたしておりますが、その点につきましての漁港整備計画は、この点を考慮しておるのですが、その中で三十三年度までにでき上つておりますものは十億ばかりでございます。三十四年度以降に残つておるもののが、事業費といたしまして三十二億ばかりの見当に相なります。

これは国費といたしまして十六億に相当するのでござります。ただこれは、現在の漁港整備計画の中におきまして、これが達成をはかつていかなければならぬ、その額であるのでござりますが、将来かりにこの負担率が国の負担が増額いたすといたしましても、それによります毎年の負担増といふものは、これはごく一部分ではないか、今年の予算の伸びが実質的には前年度に比べまして約九億伸びたのでございますが、その中でかりに特定第三種漁港につきましての負担率を、一般には五割でありますものを、七割五分といふふうなことにかりに引き上げるといつてしましても、それによります負担の増といふものは、これは約一億弱、こういうふうな数字にとどまるのではないか、かように考えておる次第でござります。

○小笠原二三男君 そうすると、特定第三種の、今までられた八戸以下の漁港の、特定第三種の修築計画をかりに立ててやるにしても、負担増は一億弱であるといふことであるなら、大体修築計画全体に要する費用をどの程度に見ておるのか。

○政府委員(奥原日出男君) 特定第三種について申し上げますれば、特定第三種の整備計画は四十二億でござります。そぞして、その中で國費負担分は二十二億でござります。それで三十三年度までにやつておりますのが、事業費といたしまして現在の漁港整備計画の再検討をいた

費といたしまして十億、國費負担分として六億二千万、三十四年度以降に残つておりますものが、事業費といたしまして三十二億、國費といたしまして十億、こういう見当でござります。それから漁港整備計画全体について申し上げますれば、漁港整備計画につきまして、総事業費は五百十五億でござります。この国費負担分が三百四十五億でござります。三十三年度までに完成をいたしておりますものではございませんと、これらの方にいたしまして、調査に取りかかりたいと申し上げておりますのは、漁港整備計画でございます。で、ただいまここで、第三種といわれるが、これは新しくできた熟字ですか。ちょっとこれを審議するにその点があらかじめわからぬ第三種といふもので、特定第三種の漁港といふものは、この提案の説明や法文を見ますと、新たにできた一つの区分じゃないですか、こう思うのですが、その点はどうなるのですか。漁港法施行令によりますと、第三条第一項にこの基準が、それから第四条を見ますと、こういうふうな基準は左表の通りとするとして、区分が一、二、三、四と出ている。今度新たに特定第三種港といふものを、そういう区分を作り上げるのですか、その点はつきりしておいていただきたい。

○小笠原二三男君 繰り返してお尋ねしますが、それは特定第三種に指定された第三種漁港整備計画の予算などの中に、この全体会の数字で、従来の計画に基く予算なので、私たいま申し上げました特定第三種の数字が含まれております次第でござります。

○小笠原二三男君 繰り返してお尋ねしますが、それは特定第三種に指定された第三種漁港整備計画の予算などの中に、この全体会の数字で、従来の計画に基く予算なので、私たいま申し上げました特定第三種の数字が含まれております次第でござります。

○清澤俊英君 大体さつきから「特定第三種」といわれるが、これは新しく始めた熟字ですか。ちょっとこれを審議するにその点があらかじめわからぬ第三種といふもので、特定第三種の漁港といふものは、この提案の説明や法文を見ますと、新たにできた一つの区分じゃないですか、こう思うのですが、その点はどうなるのですか。漁港法施行令によりますと、第三条第一項にこの基準が、それから第四条を見ますと、こういうふうな基準は左表の通りとするとして、区分が一、二、三、四と出ている。今度新たに特定第三種港といふものを、そういう区分を作り上げるのですか、その点はつきりしておいていただきたい。

○小笠原二三男君 第三種整備計画をお立てになる基準等もいろいろ変る、来年度以降そういう変ると、かんなわないのですよ。特定第三種の漁港といふものは、この提案の説明や法文を見ますと、新たにできた一つの区分じゃないですか、こう思うのですが、その点はどうなるのですか。漁港法施行令によりますと、第三条第一項にこの基準が、それから第四条を見ますと、こういうふうな基準は左表の通りとするとして、区分が一、二、三、四と出ている。今度新たに特定第三種港といふものを、そういう区分を作り上げるのですか、その点はつきりしておいていただきたい。

○衆議院議員(田口長治郎君) 第三種漁港のうちに、特定第三種漁港を作つたわけでござります。

○清澤俊英君 だから第三種の中に、七十億の総体の金以外に、特定第三種の新しい修築計画に基いてどの程度の予算が必要とするをお考へになつてお尋ねしたい。

○衆議院議員(田口長治郎君) そうで計画を改訂いたすと申し上げますのは、漁業の実態が昭和三十年に漁港整備計画ができましてからだいぶ推移をいたしておるのでござります。また、基準の中に該当するものを特定第三種として取り扱われる、こういうことに織り込みかねておつたわけでござります。そぞいうふうな実態に合いますように適地を選定いたしまして、またその選定いたしました港についての事

う、その後に修築計画が立てられるといふ形になるのですね。そぞすると、提案者は、本年は農林大臣が修築計画を立てる段階であつて、来年から予算をとるのだ、こう言つておることとはまるで開きがあるわけですが、これはどつちの方がどつちなんです。

○政府委員(奥原日出男君) ただいま私が今後明年度から行政機構を拡充いたしまして、調査に取りかかりたいと申し上げておりますのは、漁港整備計画でございます。で、ただいまここで、第三種といふもので、特定第三種の漁港といふものは、この提案の説明や法文を見ますと、新たにできた一つの区分じゃないですか、こう思うのですが、その点はどうなるのですか。漁港法施行令によりますと、第三条第一項にこの基準が、それから第四条を見ますと、こういうふうな基準は左表の通りとするとして、区分が一、二、三、四と出ている。今度新たに特定第三種港といふものを、そういう区分を作り上げるのですか、その点はつきりしておいていただきたい。

○小笠原二三男君 それで来年度以降の運営をとりきめる、こうしたこと

いたしました。こういう意味でござります。で、第一種から第四種に現在相なつております漁港の分類自身の問題につきましては、われわれといたしましては、現在これを改訂しよりとうようなことは実は取り上げて考えておらないでございます。ただ、ここで第三種の中の特に重要なものについては修築計画を国が定めるというふうな取扱い上の的確を期して参りたいということだけの改正を今度いたそらといふ、こういうふうな御提案の趣旨と了解いたしております。

○小笠原二三男君　そろすると、提案者が言うごとく本年度は、三十四年度、農林大臣が修築計画を定める、三十五年度からそれに対して特定な財源を付与する、これはそれでいいですね。

○政府委員(奥原日出男君)　三十四年度から農林大臣が修築計画を定めると申し上げますのは、三十四年度に国の財政から見ましてどの程度の事業を特定の港についてするかという見通しが立つわけござります。それに応じまして当該年度の事業につきましての修築計画を農林大臣が定める、こういうことであるのでござります。もちろんそれは当該年度のみならず、そのあとの模様も、見通しを立てた上で修築計画ではござりますけれども、財政的にはあくまでも三十四年度分についての修築計画を農林大臣が定める、こういうようなことに相なるのでございます。従つて、三十五年度以降どういうふうにするかということは、これはさらに三十五年度以降の予算等の関連が固まって参りませんと、取りきめにくく次第でござります。

○小笠原二三男君　それでは最後にお尋ねいたしますが、第三種七十八港の漁港のうち、先ほどあげられた、予想される特定第三種になりかねるボーダー・ラインにある漁港をお示し願いたい。

○政府委員(奥原日出男君)　ボーダー・ラインにある港といたしますれば、石巻、気仙沼等が問題になつて参らうかと存ずるのであります。また、ボーダー・ラインといつよりも、さらにやや落ちる港といたしましては、たとえば釜石あるいは那珂湊、香住、堺、八幡浜、奈良尾あたりの間でありますかと、かように考ふるのであります。

○小笠原二三男君　そうすると、今お示しになつた石巻、気仙沼、この二港については四条件のどこが欠けるのですか。こういうことをしつゝによく聞くのは、あとで政治的に入れたり、出したりということを避けるために速記をつけて聞いておこうと思つてやつておるのでです。轟動の余地をなからしめるためです。あなたの方を助けておるのでです。

○政府委員(奥原日出男君)　石巻、気仙沼に聞しましては、大型漁船の接岸施設を百五十メートルを必要としないのではないか、こんなふうな観点からこの特定第三種の指定から漏れて参ります次第でござります。

○小笠原二三男君　接岸施設百五十メートルを必要としない、まあ水揚げは五万トン以上であり、他県出荷は五〇%以上であり、入港トン数は二十五万トン以上である。こういうことで接岸施設を必要としないというのは、十分だという意味ですか。

○政府委員(奥原日出男君)　現在の漁

港整備計画につきましては、その整備計画完成までの間の一応の見通しを立てまして、計画を策定したわけでござりますが、それによりますれば、百五十メートルの大型漁船水深四メートルを必要とする接岸施設は、これらの港については必要がないのではないか。かような計画に相なつておる次第でござります。

○小笠原二三男君 そうすると、内容としては、その後漁港の重要度、全国的な重要度という点においては特定第三種である、しかし、修築計画を立てるというのはその必要はない、だからこれは第三種そのままでいいのだ、あと他に何ら加えるべき施設は必要がないのだ、こうしたことなんですか。

○政府委員(奥原日出男君) 石巻、気仙沼に関しては、大型の遠洋漁船があそこを本拠とし、あるいはあそこに水揚げをするといふような実態が現在はないのでございまして、従つてそういう大型漁船の接岸施設を必要としないと、こういうことに漁港整備計画においても決定をいたしたのでございまます。今後の漁業の実態の推移によりましては、あるいは今後こういう港についても研究をしなければならないのではないか、かように考えておるのでござります。

○小笠原二三男君 それから次に金石、那珂湊以下の、もつと一段と落ちるといふところはどんな諸条件が落ちるわけですか。

○政府委員(奥原日出男君) これらの港に関しましては、たとえば釜石について申し上げますれば一万六千トン、那珂湊について申し上げれば三万六千トン、この程度の水揚げでございまし

て、従つてそういう意味におきまして、一つの要件を欠いておるのでござります。

○千田正君 この特定という名を課せられた以上は、従来の第三種とは別個に考えるということになると、さつきから小笠原委員も質問しておる通り、何かそこに区別しなければならない。従来これらの先ほど提示されました港というのは、港湾設備と相関連する問題だろうと思うので、特定という名前を課す以上は、運輸省のやつておるやり方の補助率とかなんとかで調整しなければ特定の意味をなさないのじやないか、こういうことですね。それから、先ほど事業量とそれから予算の面において比較的話されておりましたが、こういう特定のものが同じ中に含まれておつた場合では、次の第三種以下のお漁港に、予算に響いてとないか、こういうことをわれわれは考えるのですね。今まで百三十六港しか出ておらない、予算は足りないのみならず、特定漁港というものが出来たためにそこに重点的に……当然小さい方に書いてくる、こう考えられるのですが、何か特定というものができたために今までの予算と違つてプラス・アルファの問題がそこにくついてこなければ特定の意味をなさないと、こう思うのですが、それはどうですか。

五〇%の国の負担率と、こゝれら二種類があるのでござります。前の三つの横浜だと神戸だと、あるいは関門だとかいろいろなところは大蔵省がずっと前から直営でやっておりまして、この直営の過程におきまして港湾法ができてそのまま継承したという形でござります。特定重要港湾でありながら、なお國の負担が五割といふものは、これは関門と横浜と神戸を除いた重要港湾でございまして、この重要港湾の部分は、港湾におきましても補助率を上げるということができるないとして、漁港と同じ率の五〇%、こういうことだとまつておるのでありますから、この補助率の改訂の問題は将来といたしましては、やはり港湾漁港が歩調を一緒にして、そうして適当な時期に同時に解決する、こういうような方向でなければなかなかむずかしいのではないか、こういうふうに考えておるのでござります。

違ひのないような連絡を不斷にとつておる次第でござります。すなわち漁業の基地であり水揚地である港に関しましては、これは漁港としての指定をしていく、またあわせて商工的な性格を持つものにつきましても漁業にウエートのかかっているものにつきましては、これは漁港としての指定をする。しかし、一つの港が両方の用途に共用されておりまして、その間に種々の区別を区分することが実情に合わない、そういうふうなものに興しましては一般港湾と並びまして一つの港の中に漁港区域を指定して、その部分は漁港の予算で担任をして実行している、こういうふうな状況にあるのでございまして、その間におきましての両者の間の食い違いはできる限りこれを回避するよう努められておるのでござります。漁港修築自体につきましては、私は両者の間に、食い違いによって国民に迷惑を及ぼすというような実態は、全然ないと思ふのでござりますが、たゞ、海岸保全につきましては、若干まだ漁港費の中の海岸保全部分の伸びが不十分なために、若干両者の間のバランスがとりかねておるというふうな部分があつては申しづけない、こういうつもりで、海岸保全の予算の増額を非常に努力をいたしております次第でござります。

第二の問題といたしましては、港湾につきましては、御承知のことく、特別会計が設置され、全体の予算の非常な伸びを見たのでござります。ただ、これは港湾の中におきましても、貿易関係、あるいは重油、石油その他の物資の輸入の関係等から、特に整備を必要とする港について、御承知のことく、

一般的の港湾に関する問題でござります。そこで、まず、予算が、実質的には二割七分明年度伸びについた方が、おそらく伸びが強いのじやないか、かように考える次第でござりますけれども、両者の間の食い違いのように考えております。

○東隆君 一般の港との非常にむずかしい関係は、たとえば県外に出荷するもの五〇%以上、こういうふうにして取り扱うべきものであつて、漁港を中心とした遠洋漁業にくと、そういうような関係じゃなくて、すでにそこから出でいくときには、商品として出ていくんじゃないか、こう考へます。すると、港との関係が大へんむずかしくなるし、もしそれが製品になつて加工されたりなんかしてくると、もう全く違つたものになってしまいます。いろいろな問題が出てこようと思います。

そこで、私は漁港に關係する予算が、あるいは財源が僅少になることをおそれるので、従つて、もしそういうような面も、一般港湾の方でもつて当然やるべきものならば、そちらの方でやつて、そして漁港そのものについては、

今、こういう考え方方は、これは予算の面からですけれども、どうせいろいろな関係でそういうことが考えられるんじゃないか、そういう意味で、港湾法との関連において考えなければならぬ

特に予算が伸びたのでござります。予算が、実質的には二割七分明年度伸びについた方が、おそらく伸びが強いのじやないか、かように考える次第でござりますけれども、両者の間の食い違いのように考えております。

○東隆君 一般の港との非常にむずかしい関係は、たとえば県外に出荷するもの五〇%以上、こういうふうにして取り扱うべきものであつて、漁港を中心とした遠洋漁業にくと、

そういうような関係じゃなくて、すでにそこから出でいくときには、商品として出ていくんじゃないか、こう考へます。すると、港との関係が大へんむずかしくなるし、もしそれが製品になつて加工されたりなんかしてくると、もう全く違つたものになってしまいます。いろいろな問題が出てこようと思います。

そこで、私は漁港に關係する予算が、あるいは財源が僅少になることをおそれるので、従つて、もしそういうような

面も、一般港湾の方でもつて当然やるべきものならば、そちらの方でやつて、そして漁港そのものについては、

今、こういう考え方方は、これは予算の面からですけれども、どうせいろいろな関係でそういうことが考えられるんじゃないか、そういう意味で、港湾法との関連において考えなければならぬ

節があるのじやないか、こういう考え方でお聞きをいたわけです。そこでお聞きをいたいと思います。

○政府委員(奥原日出男君) ただいま東先生御指摘になりました点に関しましては、われわれいたしましては、

漁船が基地として利用し、またその漁獲物を水揚げをする、こういう港に関しましては、これはやはり漁港とし

まして、水産行政においてその責任を負う

ということであるべきではないか、か

ように考へてお聞かせください。

○政府委員(奥原日出男君) ただいま東先生御指摘になりました点に関しましては、われわれいたしましては、

漁船が基地として利用し、またその漁獲物を水揚げをする、こういう港に関しましては、これはやはり漁港とし

まして、水産行政においてその責任を負う

ということであるべきではないか、か

ように考へてお聞かせください。

○政府委員(奥原日出男君) ただいま東先生御指摘になりました点に関しましては、われわれいたしましては、

漁船が基地として利用し、またその漁獲物を水揚げをする、こういう港に関しましては、これはやはり漁港とし

まして、水産行政においてその責任を負う

ということであるべきではないか、か

ように考へてお聞かせください。

○清澤俊英君 私の聞いているのは、さつき言われた長崎以下八港です。

○政府委員(奥原日出男君) 従つて、これらの港については、国の直轄工事は現在全然いたしておりません。

○清澤俊英君 これは、今、施設者は國以外のだれということはいわぬです

が、國以外の人で着工しておるので

か、この八つは、県なり農業協同組合なり……。

○政府委員(奥原日出男君) これらの港に開しましては、地方公共団体と申しましても、みな県、博多についてだけ福岡市がやつておりますが、それが実

施主体に相なつておるのであります。

これは、漁港整備計画に従いまして、その実施にそれぞれ努めておる次第であります。

○清澤俊英君 将来、これは二十一条に申上げましたように、運輸省とも

あるいは十分連絡をとり、一般港湾と振りかえることはできるのですか。二

十条の、國の直轄事業に振りかえることはできますか。

○清澤俊英君 将来、これは二十一条に申上げました御注意につきましては、

われわれも現在そういう態勢でやつておることにつきまして、具体的な個々

のありました御注意につきましては、よく注意をいたしました。

○清澤俊英君 さつきあげられた八つ

の特殊第三種漁港、このうちで、二十

条の、國が修築事業をやつてあるといふところはありますか。

○政府委員(奥原日出男君) 現在は、

國が直轄工事をあちまして修築をやつておりますものは、北海道の第三

種及び第四種の漁港のみでございま

す。

○政府委員(奥原日出男君) 今日の漁

港法の制度の建前におきましては、

これらの港について國が直轄工事を実

行することを妨げる何らの規定もない

のです。漁港法によりますれば、事業主体は國、地方公共団体及び

漁業協同組合、こういふふなことに

相なつておるのでございます。ただ問

題は、予算の問題及びこれらの地方公

○清澤俊英君 私のお問い合わせであります。問題にかかるのでございまして、これらに關しましては今後とも研究をいたして参りたいと、かように考えております。

○委員長(秋山俊一郎君) ただいまがから
ら委員会を再開いたします。
 詔農振興法の一部を改正する法律案
(内閣提出、予備審査) を議題にいたし
ます。

すのは、これらのが将来当然国に
振りかえられるとするならば——今の
御答弁でもちよつと触れておられるよ
うですが、振りかえることもあり得る
と同時に、振りかえるような考え方も
潜在的にある。こう考えてよろしいの
ですか。

この法律案は、去る二十日衆議院農林水産委員会で修正議決され、本日衆議院を通過する予定であります。この法律案につきましては、去る二月二十七日に提案理由の説明を聞いたのであります。ただいまから審査を行います。

明年度予算を編成いたしまする過程におきましては、そういうふうな問題もいろいろ検討いたしましたが、しかし、明年度の問題としてはまだそこまでいろいろな条件が熟しておりませんので、予算是御承知のごとき形において編成をいたしたのでござります。将来的の問題としては、ただいま申し上げましたような点が熟して参りますれば、これは国で直轄工事を当然やるというふうなことも考慮すべきではない法の一部を改正する法律案の提案理由につきましては、過般高橋農林政務次官から御説明を申し上げたところでございまして、その主要な内容は七点ございまして、すでに御聴取願いました通りでござります。それに即しまして、重要な逐条の改正関係のその趣旨をきわめて簡明に補足御説明を申し上げたいと思います。

昭和二十九年にこの法律が初めて制

○小笠原三三男君 やよいと委員長、
速記をとめで下さい。
○委員長(秋山俊一郎君) 速記をとめ
て。

午後一時一分速記開始
○委員長(秋山俊一郎君) 速記をつけて下さる。
午後は二時から再開いたします。これで休憩いたしました。

午後二時四十四分開会

○委員長(秋山俊一郎君) ただいまから委員会を開いていただきます。この法律案は、去る二十日衆議院農林水産委員会で修正議決され、本日衆議院を通過する予定であります。この法律案につきましては、去る二月二十七日に提案理由の説明を聞いたのであります。ただいまから審査を行います。

まず補足説明を求めます。

○政府委員(安田善一郎君) 酪農振興法の一部を改正する法律案の提案理由につきましては、過般高橋農林政務次官から御説明を申し上げたところでございまして、その主要な内容は七点ございまして、すでに御聴取願いました通りでございます。それに即しまして、重要な逐条の改正関係のその趣旨をきわめて簡明に補足御説明を申し上げたいと思います。

昭和二十九年にこの法律が初めて制定をせられましたときの趣旨は、やはり改正法案の提案理由の中にも述べてございましたが、現行法に即しまするというと、第一条においてその目的が書かれておるのであります。今回は、この第一条の目的の改正をその第一のねらいといたしております。改正をする点は、従来の法律におきましては、酪農の集約的な経営を今後行い得るような、適地と申しますと適当かと思いますが、集約酪農地域を指定いたしまして、その中に牛乳の処理加工をいたしまする乳業施設あるいは牛乳を集荷いたしまする集荷施設につきまして――この両者をもちまして酪農

酪農振興法の一部を改正する法律案(内閣提出、予備審査)を議題にいたします。

この法律案は、去る二十日衆議院農林水産委員会で修正議決され、本日衆議院を通過する予定であります。この法律案につきましては、去る二月二十七日に提案理由の説明を聞いたのであります。ただいまから審査を行います。

まず補足説明を求めます。

○政府委員(安田善一郎君) 酪農振興法の一部を改正する法律案の提案理由につきましては、過般高橋農林政務次官から御説明を申し上げたところでございまして、その主要な内容は七点ございまして、すでに御聴取願いました通りでござります。それに即しまして、重要な逐条の改正関係のその趣旨をきわめて簡明に補足御説明を申し上げたいと思います。

昭和二十九年にこの法律が初めて制定をせられましたときの趣旨は、やはり改正法案の提案理由の中にも述べてございましたが、現行法に即しまするというと、第一条においてその目的が書かれておるのであります。今回は、この第一条の目的の改正をその第一のねらいといたしております。改正をする点は、従来の法律におきましては、酪農の集約的な経営を今後行い得るような、適地と申しますと適当かと思いますが、集約酪農地域を指定いたしまして、その中に牛乳の処理加工をいたしまする乳業施設あるいは牛乳を集荷いたしまする集荷施設につきまして――この両者をもちまして酪農

酪農事業施設といつておりますが、この施設につきまして、都道府県知事の承認制度があるのですござります。指定された集約酪農地域には、指定に当たりまして県知事が作成いたしまするところの酪農振興計画がございまして、その計画の中で家畜の導入に関する事項、飼料の自給化その他の事項、牛乳の集乳施設に関する事項及び乳業の合理化に関する事項等を計画立てることになつております。その中に酪農事業施設に關することもあるわけでござります。今般は、従来の法律が指定集約酪農地域についてだけの、酪農農業經營につきましては、指定集約酪農地域だけの制度でございましたものを、従来の指定集約酪農地域制度を維持いたしまするとともに、その地域の内外にわたりまして、おおむね市町村単位の範囲内におきまして、集約的な酪農地域につきまして、酪農の經營改善計画を立ててまする制度を新たに設けたいとしているところでござります。また従来は、集約酪農地域の地域制度の中におきまする乳牛の生産いたしまする生乳等につきまして、指定集約酪農地域内の乳業施設とともに、さらに全国的にござりまするけれども、その規則の公正化をはかりますために所要の規定がございましたが、その所要の規定をさらに同種の目的のために追加をしようとしているのであります。すなわち、現行法におきましては、生乳等の取引につきまして、契約を完買の当事者がいたしましたならば、その契約を文書化すべきことを規定いたしまして、その都道府県知事に対しまして、契約を完買の当事者がいたしましたならば、その契約を文書化すべきことを規定いたしまして、その文書化に関しまして、これを適正化

するためには、知事が勧告をする必要があります。場合によっては、知事の勧告制度を建前としていたしておりますが、昨年以來の生乳の価格の不安定または酪農の不安定等を中心いたしまして、生乳等の取引の公正化にさらに一步を進める必要があるといふのでございまして、これに関する改正としましては、単に文書化をいたしまする義務と、これに対する勧告制度ばかりではなくて、あとで申し述べますように生乳を販売する業務を行ひまする農協または同連合会によりまする共販及び団体協約の締結または変更につきまして、これに関する規定を設けまして、さらにつきまして、その生乳等の取引の売買契約について、御説明を申し上げる通りでございまして、専賣価格あるいは受け渡し場所、代金決済の方法等につきまして、最低限度に契約をしてもらう条件をつけ加えたのでございまして、あとで御説明を申し上げる通りでございまして、日本の酪農の現段階では、終戦後異常なといつてもいいほどの旺盛な発展を示しましたが、ようやくここにしまして生産と消費との結合が必ずしも十分でない点が出て参ったのです。また、日本は酪農の現段階では、牛乳及び乳製品の消費と生産とを実態に即しまして制度化を一部すると同時に、政府のなすべき措置を規定してみて、特に牛乳の生産との均衡を保つがて補助を与え、助成をいたしまして、たらどうであろうといふので、牛乳及び乳製品の消費の増進に関しまることと、特に牛乳の生産との均衡を保つがて酪農の振興の基盤を確立しまして、

従来の現行法がもっぱら集約酪農地は制度のもとにおいて、急速なる酪農の普及発達をはかつて農業経営の安定に資することを目的としたとしておりましたものを、酪農の健全な発達をはかつて農業経営の安定に資することを目的とするよう改めたいと存じておるところでございます。

それが第一条関係であります。この点は御配付申し上げました法律案関係の分厚いものの中でも一番終りに載つておりますが、これについてころん願いますとありがたいのであります。が、第九条でございますが、現行法におきましては、酪農適地を集約酪農地域として指定いたしまして、この地域におきまして都道府県知事が酪農振興計画を立てることになつておるのであります。が、自給飼料の増産計画につきまして、さらにこれを毎年度省令の定むるところによりまして市町村別の計画を定めて公表するとの規定がござります。これを今般は、酪農の經營安定の一大重要保護事項は、草地改良、自給飼料の増産にあるという見地に立ちまして、特に自給飼料増産についての法文をさらに整備をいたしたい。もちろんこの問題につきましては、予算、資金等の措置とか、制度そのものに關しまする事業計画上の制度また実施上の制度、維持管理をいたしまする場合の制度等について必要なものがございましょうけれども、従来、都道府県知事が市町村別に計画を定め得ることをやめまして、市町村及び農業協同組合、その連合会とがいわゆる草地改良事業を行なつてゐる場合も、従来の都道府県知事が行なつてゐる草地改良事業を行なつておるところです。

ておりました酪農振興計画に基きました草地改良事業に準じて追加補足の規定を置きたいと思って御提案申し上げているわけでござります。従いまして、新旧の点を草地改良事業その他の飼料自給増産の計画及び事業に関しまして申し上げますというと、従来は、指定集約酪農地域と、この地域における酪農振興計画に都道府県知事と市町村長が草地改良事業を行な規定がござります。計画としましては、先ほど御説明申し上げましたように、自給飼料増産計画は、都道府県知事が酪農振興計画に基いて、指定集約酪農地域に計画を立てますと同時に、市町村別の計画も立てますと同時に、市町村別に計画を立てることがありますけれども、先ほども申し上げましたように、従来の指定集約酪農地域の制度を維持しますと同時に、その地域の内外にわたりまして、酪農経営の改善計画を立てて経営改善の合理化推進をはかつて参りたいと思っておりますので、今般は指定集約地域及び酪農振興計画に即したる草地改良事業は都道府県知事において行なうことにいたしまして、酪農経営改善計画に基きまして草地改良事業を行ないまするのには、計画はその酪農経営改善計画において立てるにと同時に、実施は市町村長及び農協、同連合会が行ないまするようになります。草地改良事業を行なうと同時に補足追加をいたすとともに、それを法文として分離して規定をいたしたのでございます。

す。その見出しある章は第三節になつてゐるわけでございますが、第三節の「集約酪農地域における集乳施設及び乳業施設」、この酪農事業施設につきましては、先ほど申し上げましたように、生乳等を原料といたしましてベター、チーズ、粉乳、練乳等の乳製品の加工をいたしまする事業及び生乳等を飲用牛乳に処理加工いたしまする事業を双方含めているでござります。あわせまして生乳を集荷をいたします集乳所を作る、そういう集乳施設をも含んでいるでござりますが、この酪農事業施設は、先ほど申し上げました要件に従いまして、都道府県知事の承認制になつておるのでござります。今般、これを改めまして、改めるという意味は、追加をいたしまして、指定集約酪農地域にかかる集約酪農事業施設についてございますが、すなわち、その意味は、指定されました集約酪農地域の中におきまする乳牛から生産されましたなまの牛乳等、これが地域の中で処理、加工、製造をいたされまする場合は、現行法通りを維持いたしますると同時に、さらにこの指定集約酪農地域の周辺の地域につきまして、農林大臣が地域指定を行いまして、集酪農地として指定されました地域内の酪農經營から生産されまする生乳等が販売をされる、すなわち消費の方へ向いまして販売され、流通して参る、そういうある範囲の一定の地域につきましては、地域を指定いたしまして、この地域内の、すなわち指定集約酪農地域周辺の一定の地域内の酪農事業施設につきましては、その配置の適正化をはかるために、都道府県知事が農林大臣の

承認をあらかじめ受けまして、必要な勧告をなすことができる旨を追加したことになります。この指定集約酪農地域にかかる酪農事業施設といふのは、繰り返して申し上げますと、すでに指定をしてある、あるいは今後指定をさるべき生乳、牛乳が処理、加工せらるべき酪農事業施設でございまして、それが地域内にあるのは、現行制度通り、域外におきまして、指定地域の周辺において、農林大臣が新たに指定をいたしました地域についての施設でございまして、同施設は都道府県知事に届出をしてもらいたいとおどすと同時に、その前提といたしまして、その地域については、同施設は都道府県知事に届出をしてもらいたいと規定を置いておるのでございます。

ます。市町村全部に、市町村内の全農業に行き渡ります。ほどまだ酪農は普遍的ではございませんけれども、おずから酪農の性質、牛乳の生産、販売、処理等の関係からいたしまして、酪農が行われ出しますと、相當集約的な密度を持つておるのが普通でござります。あるいはそれ以上もたたないと酪農が普遍的にある地域とは言えないのであります。非常に遠い将来の開発地域、酪農としての開発地域、そういうものを一応除きました。また同時に、大消費地等の周辺あるいは中になりますよう、農業經營とも言ひがたいよんな、一種の農業經營かもしませんが、耕地または草地あるいは山林等をも利用することをほとんどいたしません。濃厚飼料に依存しました専業的な飼育農といいますか、そういうものが行われている地域をまたもう一つ除きました。今後して、その範囲におきまして、今後經營を改善させる価値のある地域につきまして、市町村単位に計画を立ててもらつて、その經營改善を進めしていくことを法定したいと思うわけでござります。この市町村の中の相当の密度を持ちました区域、地区は必ずしも一地区ではないと思われるであります。町村数地区でもいいと思います。市町村内をその地区の特徴をもちました数地区に分けながら一計画を立ててもらうのもけつこうと思つておるわけでございます。

これは一応市町村長に立ててもらいたいと思つておるのでござります。ただ少し、市町村長は、酪農經營をいたしまる農業者の意見を聞きまして、また農業協同組合連合会の行いまする事業もその地区に当然ござりまするので、先ほど申し上げましたように、飼料牛給に関する事業を農協や農協連合会に一そらの力を尽してもらつことより意図しておりますので、その他の牛乳の共販事業、共同処理事業のことから考えまして、農業者の意見を聞くほかが、計画で取り上げまする事業の内容が、農協または同連合会が行うべき事業につきましては、その当該農協及び同連合会に協議をしてなければならぬようになつました。

出のあつたときには、経営改善計画の作成に関しまして必要な助言、監督、指導その他の援助を行ふものといたしまして、この費用は県に向いまして三十四年度の予算といたしまして予算を計上いたしておるのでござります。

十八条の三以降は、先ほど申し上げました草地改良事業についての都道府県知事が行う以外の、すなわち市町村、農協、農連合会が行います場合の規定を設けたのであります。これは從前からあります先ほど申し上げました九条の指定集約酪農地域に関しまして酪農振興計画に基いて都道府県知事の行います草地改良事業の規定をさきに從前通り置きましたし、從前、都道府県と市町村とがともに行い得ることが書いてあります計画の実施の草地改良事業についての市町村の部分は、農協などと合併いたしまして、都道府県知事の行う場合と切り離しまして十八条の三以降にこれを規定したのでござります。おのづから市町村、農協、農連合会は集約酪農地域の指定地域内ばかりでなしに、その内外にわたりますと同時に、酪農經營改善計画に基いて草地改良事業を行ふようになるのでございます。知事は酪農振興計画に基いて行うようになるのでござります。さらにもまた、その改良草地につきまして災害が起りました場合の災害復旧事業につきましても同様に事業実施態勢を明示いたしますよう準用規定を置いております。知事が酪振計画に基いて行います草地改良事業と市町村が經營改善計画に基づいて行います草地改良事業とは、その施設の維持管理につきまして、すなわち改良された草地の維持管理につきましては、条例でこれ

を定めるのであります。が、農協と農協連合会は条例といふわけにもいきませんので、組合の同意を得て組合員に対してしましてその規約を適用するようになります。規約の効果は、条例とは若干違いますが、これが先ほど申し上げました生乳の取引の公正化をさらに一歩進める部門の追加規定でございます。従前は、一應牛乳等の取引は生産者と生乳を貰い、上げる乳業者との間の自由取引を予定しまして契約をしましたならば、所定事項について文書化を行ふ、文書にして明らかにしておく、それを都道府県知事に報告しまして、都道府県知事はその適切でない場合には、適正化に関して勧告権を持つておるのでございまが、従来の実施状況と商慣習とにかくがみまして、さらに取引契約の規制事項を増加いたしたいと思つて、いるのですが、その追加の第一は十九条の二でござります。十九条の二は、一項一項とございますが、売買価格などの約定に關しますることでござりましても、現在の取引状況の大半を占める慣行の実情を申し上げますと、生乳等の生産者が生乳の処理業者、加工業者、乳製品の製造業者に向いまして生乳の売買を行なつております場合には、大体売ろう賣おうという意味の内容を持つ分につきましては、一ヵ年くらいの契約期間にいたして、いるのが普通でございます。あわせまして、この場合数量に一一売買数量あるいは取引数量でございますが、数量に関しましては三ヶ月ぐらいの継続期間を持つよう取りたしているのが普通

でござります。そういたしましてその場合の販売価格につきましては、おおむね一月だけを規定しているのが実情でござります。引取をしようという部分につきましては一ヵ年、数量につきましては三ヵ月、価格につきましては一ヵ月くらいを規定いたしているのであります。そこで、この酪振法に基きまする酪農審議会というのもござりまするが、昨年夏以来の乳価に対しまする緊急対策あるいはその前の大かん練乳の砂糖消費税の免稅の撤廃後の処置であります。また昨年の六、七月以降におきまする場合のいろいろな状況等を考えますると、酪農審議会からも答申をいたしましたのでございますが、もう少し取引契約を長く、安定して取引ができるように、また取引を指導するようになりますが最も望ましいということになつておるのであります。そこで、今般三十日、契約の存続期間が三十日以上でありますものは売買の当事者は、少くともその最初の三十日について価格関係の事項、すなわち売買価格及び数量並びにその代金の受け渡しの方法を約束しておがねばならぬという制度にいたしたいと思っておるのであります。これは三十日未満といふものは、ほとんど現在ありませんし、大半が三十日をこえる、すなわち、先ほど申し上げましたように、契約そのものの存続期間は一年くらいが普通でございまするので、大半がそのように行われておる場合には、生産者と買受人ととの交渉をもあまして、おのずから三半以上になるものと予定をいたしておるときには、少くとも一月は価格

あるいは価格関係の内容をきちんときめておいてもらいたいということになります。

期間があつてもよからう。あわせまし
て、第二項は、第一項の現状が、価格
等が約三十日できまつておるのが商慣
習としても大体の大半であるといふこと
と、さらに一年ぐらいい結ばれてお
る取引の契約の存続期間が現状でござ
います。が、間々売買価格、数量、代
金の受け渡し方法等について、あま
り短期間のものはよろしくないので、
「存續期間が三十日をこえるもの」と
いうふうに規定をしたとの照應をさした
つもりでございます。

の後に、都道府県知事の申し出をもちまして、自分で取り扱おうと決定いたしました際には、農林大臣が責任を持ちまして紛争のあつせん、調停に当る規定を設けたのでござります。農林大臣の紛争のあつせん、調停に関しましての規定は、現行法ではございません。改正案は都道府県知事がまず第一に行うのであります。その際に、地方の生乳取引調停審議会といふものを置きまして、その意見を聞きましてこれに当りますし、あわせまして、知事の行いまする紛争のあつせん、調停でも、農林大臣が知事を助言しましたり、資料の提示をいたしまして、必要な協力を与えることができるようになります。また農林大臣は、中央に生乳の取引調停審議会を置きまして、その委員の中から適当な者三名を命じまして、それをして調停、あつせんに当らしめるという案でございます。

の後に、都道府県知事の申し出をもちまして、自分で取り扱おうと決定をいたしました際には、農林大臣が責任を持ちまして紛争のあつせん、調停に当る規定を設けたのでござります。農林大臣の紛争のあつせん、調停に関しまする規定は、現行法ではございません。改正案は都道府県知事がまず第一に行うのでありますが、その際に、地方の生乳取引調停審議会というものを置きまして、その意見を聞きましてこれに当りますし、あわせまして、知事の行いまする紛争のあつせん、調停でも、農林大臣が知事を助言しまして、資料の提示をいたしまして、必要な協力を与えることができるようになります。度化したいと思っております。また農林大臣は、中央に生乳の取引調停審議会を置きまして、その委員の中から適当な者三名を命じまして、それをして調停、あつせんに当らしめるという案でござります。

校向けの消費について国が措置することと、飲用のなまの牛乳と乳製品双方でございますが、さらに乳製品の過剰状態が生じまして、それが生乳の取引価格を低落せしめるおそれがあつたより、また酪農業を行ふ者——乳業を行ふ者の經營が著しく困難になつてくらうふうな場合につきまして、その牛乳、乳製品の需給が均衡を著しく失してあることがその理由であります。場合には、計画的な保管計画を農林大臣が定めることにいたしまして、その際には、過般から出発しておりまする酪農振興基金の意見を開きましたり、学校給食用のこととも考えまして、文部大臣に協議をいたしましたりして、乳業を行ふ者が農林大臣の定める保管計画に応じたように乳製品のたな上げ保管をいたしまする場合には、その金利、倉敷を國において保証をする、また酪農振興基金は、その必要な債務保証計画を農林大臣の定めまする保管計画に応じまして立てまして、そうして必要な債務保証をして、計画的に保管ができるようになつたいたいと思つておるのでござります。それに関する規定が第二十四条の四でございまして、国内産の乳製品の保管、この場合は乳製品でござります。

「ということ、また牛乳、乳製品がぶつくるときは、計画保管をする制度を設けて国が酪農振興基金の援助をする、こうしたことの規定でござりますが、そのうちで、特にこの保護的制度をつくる規定及び資金の融通あつせん、その他必要な奨励の措置を講じますといいますか、事務的に近い経費を補助する規定を二十四条の五、見出しは(助成)と書いてありますが、農業経営の分から、牛乳、乳製品の消費に關しますることから、乳製品の計画保管に關することから、それにわたりまする補助とその他の奨励措置に關しまする規定を設けておるのでござります。

さらに(報告及び検査)のこととでございますが、これは昨年夏以降非常な論議があつたことに關することでありまして、すなわち、農林大臣または都道府県知事の牛乳、乳製品に關しまする調査権の拡大でございますが、拡大の要點を簡単に御説明申し上げますと、従来は生乳の生産者と集乳事業と乳業を行なう者から報告を求めることができるようになつておりましたものを、今回は牛乳及び乳製品の生産、集荷、保管及び販売を事業とする者を加えたことが第一点でござりますし、現行規定では、報告を徵するときは、法律の各規定を施行するため必要があるときは、事業所に職員をして立ち入り検査をする、業務の状況、帳簿、書類その他必要な物件を臨検検査できる、こういうことと関しましては、「生乳等の取引の公正を確保するため必要があるときは、」と規定をしてございましたの

を、今般は改正案各規定すべてにわたって取りまして調査対象を拡充するところに、ひとしくこの法律を施行するため必要があるときは、できるといふように範囲を拡大したのが第二点であります。そういう結果といたしまして、報告を求める事項と、臨検検査ができる事項ということにつきまして範囲が広がることになるのでございます。

最後に、酪農審議会は、現行制度におきましては委員十二名以内でござりますが、今般の改正案によりまして、委員の数は十二名以内で組織することにいたしておりますが、現行が生乳や生産者団体代表、乳業を行なうものの生産、学識経験者、それが二人、二人、八人という範囲内において委員が出ておりましたものを、今般は牛乳、乳製品の生産、集荷、保管、販売または消費に関しまして学識経験を有するものの中から農林大臣が任命するということにいたしたいと思つております。すなわち販売や消費関係の方々もねり願いたい、こういうふうに思つるのでございます。

逐条、簡単に御説明を申し上げますと、以上のようにございます。

○委員長(秋山俊一郎君) ただいまから質疑に入ります。御質疑のありの方は御发言を願います。

○東隆君 十三条の指定地域ですね、この条文は非常に何かむずかしい。ちょっとと解釈がなかなかできないのですが、何か図表みたいな、繪みたいなもので説明できませんか。

○政府委員(安田喜一郎君) ただいま栃木県下には三つの指定集約酪農地域がございますが、その中には、一方で

を除きましては乳製品を製造する業者はございません。農協においてもございませんが、北海道などの遠隔の地において乳製品地帯といわれておる場合と違うのでござります。この酪農開発地域ともいわれ、また、その中すでに相当に酪農が行われておる場合におきましても、宇都宮等に牛乳を出荷するほかは、東京の方へ搬入されまして飲用牛乳処理をされたり、あるいは一部飲用に向かない部品は東京の中で乳製品になつておるのでございます。その例を栃木県下におきまする集酪地域と東京、京浜という消費地域についてみますると、ちょうどこれに当たはまるのでございまして、集酪地域は栃木県内の酪農を営むための適地である。そこに乳牛の飼育がせられておつて、だんだん増加をしておりますが、その集荷場は指定集約酪農地域の酪農事業施設でございますが、宇都宮でありますとか、東京の板橋、葛飾でありますとか、横浜地区でありますと、これは指定の集約酪農地域でありますんで、その周辺の地域で、これを指定いたしますれば農林大臣の指定地城になるわけでござります。その地域に向いまして栃木県の集酪地域の牛乳を相当部分を継続して販売をする、そういう系統供給の可能地域をおおむね想定いたしまして、いわばその両者をもちまして牛乳の融通経済圏といいますか、原料牛乳の経済圏とでもいべきものを受けたいと思うのであります。これが從来は周辺の消費地域の中にお

いでの飲用牛乳の処理とか、乳製品の製造加工とか、それについて適正化をはかる努力もされませんでしたと同時に、業界の自由にまかされておりましたとのと同時に、適正化でおすすめしたいような場合でも、農林省といいたしまして、市銀のあつせんとか、その他のことにつきまして、手薄だつたと思われるのです。根本は、やはりその周辺の地域におきまして、どんな酪農事業施設——牛乳の処理や集荷の施設があるかどうかがわかるようにも必ずしもなつていいのであります。そこで今般は、周辺の指定集約酪農地域から生産される牛乳が継続的に充られるような地域について、地域指定制、その中における酪農事業施設の届出制、その酪農事業施設の適正配置のための勧告制度を設けたのであります。そこまでもつていきませんと、例を挙げますと、木県下に申し上げました指定集約酪農地域の酪農農業の経営者の、あるいは牛乳の販売処理の関係についての安定的な堅実な発展のまことに欠けるからそういう制度を設けたいと思つておる次第でござります。

かというと、私はやはり酪農協のよくなきものを作ることをこしらえて、それがメーカーとなつながらてやる場合に、これが起きるときのところを、やはり橋頭堡を作るために酪農協をこしらえる、おそらく出てくると思うのですが、そういうふうな意味で私は酪農協に対するある程度の制限度を加えた方が考えようによつてはいいんじゃないかと思うのですが、地域を決してすることによってやつたとしているのも、地域内におけるところの農家が、かりによそのメーカーと話し合いをして、そこに酪農協をこしらえて、そこでへ出すると、こういうふうなことになりますすると、これは法律でもつて制限を加えてみても、協同組合の販賣の形態といふものがござれると困ります。だから、地域でもつてそろそろいうふうなものをするよりも、かえつて総合農協と酪農協の問題にしていつつて、総合農協の中の地域内に酪農協を作らない、こういうふうな形を考えた方がいいんじやないかと思うのですが、その点はどうですか。

○政府委員(安田善一郎君) 東先生の御意見は、十三条そのものでない部分だと、そのものに触れた部分との御意見だと思って、総合農協の中の地域内に酪農協を作らない、こういうふうな形を考えておられる場合に、乳業施設が将来されを見越して、施設の承認があるのだから、それがあれば内部は安定するだろうと、こういうことが第一点、それに関連しまして、地域内外を通じてだと

了承いたしましたが、総合農協と専門農協との間の事業の調整をはかつたらどうかということだと思いますが、三条に掲げました制度そのものについては、先ほど御説明しました通りでございますが、例を栃木県下の集約酪農法では都道府県内であるが、かなり遠い地域の消費地域の場合と、こうあります。県内の集酪地域とその近くの、あるいは都道府県内であるが、かなり遠い地域の消費地域の場合と、こうあります。が、その場合につきまして、集酪地域内に乳業施設の承認制度がありまして、ちょうど指定地域の周辺に経済的な立地条件と申しますか、立地条件等の範囲内において別の施設ができると、指定集酪地域内の乳業施設の調整、酪農家と乳業家との調整も無意味になるわけでございます。かたかた生産者から申しますと、御承知の通りになまの牛乳は、なるべく飲用牛乳で消費者に一方的に渡りますと、農家の手取りがいいわけであります。乳製品の原料用に回しますれば、付近の乳製品工場でありますしても、いわんや遠い乳品工場でありますても、飲用牛乳用に売るよりも、必ずといっていいほど、不利であります。乳製品の方が不利であります。そこで、そういう販売の仕方の改善も、今後生産者団体の共同販売に乱立した施設がありますことは、事業あるいは共同の委託加工、共同の処理等をあわせ考えまして考えておく必要もありますのと、指定地域の周辺に乱立した施設がありますことは、事業資本と申しますが、企業において行われます場合でも、農協で行われます場合においても、本来 酪振法で集約酪農地域指定と畜産導入と、酪農経

管と乳業施設あるいはそれを動かすところの乳業者、こういふものの調整を酪農、牛乳の性質において考えておいたもののが乱れるのでございまして、将来のことを考えて、生産者の販売努力、販売の仕方それから市乳、原料乳の消費されるされ方、こういうことを考えると同時に、周辺はせめて酪農事業施設の適正配置ができるのが望ましい、しかし、強制力でやるわけでございませんので、おのずから適正化のための勧告を出しましたら、市銀その他で援助をすることを道義的に考えてるのでござります。総合農協と専門農協のことにつきましては、これは農業協同組合の中で、自主的に農民本位で考えていただくことだと私どもは考へてゐるわけでございますが、おのずから農家の中の酪農をしている人の割合と申しますが、酪農の普及率、分布状態、立地の条件とか共同化の方法とかによりまして一長一短があるりかと思ふのであります。御指摘の点は農協内部においてよく調整をしていただきたいと、まあこういうふうに思つております。

ういいうようなものができた場合に、その指定された地域からちよつとでも離れた所に悪意でこしらえたと、こういうようなことになれば、これはもう効果のない形になつてくると思う。そういうような問題も出てくるので、私どもは酪振法の改正の前提として、やはり農業協同組合法のあるこの十九条を直さんければ——これは第二十八国会から私は主張してきたのですけれども、その問題がやっぱりここでもつてひつかつてくるのです。せつかく指定地域をこしらえられて、そうしてある程度の監督をされても、市乳でもつて販売する方が非常に利益だ、こういうことになれば、今、市乳業者が集めておるところの範囲というのはこれ非常に広大な範囲から集めておる。東京を中心にしてみても、これはものすごい広範囲から集めている、そういうようなことを考えてみると、指定の地域といふものを相当な範囲に広げてこなければならぬという問題が起きますし、現にあいいう錯綜しているような地帯も、先ほどお話しになつた所なんか錯綜しておるのですから、そういうふうにやつて参りますると、いうと、指定地域の効果といふものはなかなか出てこないのじゃないか。問題が起きてくるとか、そういう点が考えられませんか。私は非常にそういう点心配になつて仕方がないのです。

業ばかりでなしに酪農もそれで発達してきた沿革もございますが、特に政府が補助あるいは政府資金の融資等をもちまして家畜の導入もはかつたり、初めから計画立てて酪農振興計画の成果、集約酪農地域を指定しまして酪農の急速な振興をはからうとして参りました。ブームもあるわけでありまして、今後これがどつちの方へ行くかと申しますれば、農業経営上に、酪農経営として、あるいは酪農地域として発展していくのは指定集約酪農地域か、あるいはそれに準ずる所だと思うわけであります。が、今は現行法に従いまして集酪地域内のこととをほとんど考えておのか、集酪地域内の酪農の安定につきましても、生乳の取引上から見ましても、消費上から見ましても、生乳の処理、加工の点から見ましても、だいぶん情勢が變つておりますから、全国一律に全面的にこの案を具しましたような制度にする場合もありますが、その治革と必要性を考えまして、指定集酪地域の周辺地帯で生乳の継続供給が集酪地域から行われる、こういう所を一応押えまして、従来より範囲を拡大しよう、そりとして将来酪農が発達をしてくる可能性の多い所、政府もそれを期待しておる所、援助をする所、そういう所を中心と考えたいと思うのです。あとは全国的でない範囲は、この地域指定の範囲を適切にいたしまして、十三条の第三項に現に地域を指定しまった場合に、すでにその場に酪農事業施設がある場合でも、これに準じて考え、いろいろ趣旨でござります。

よろんな地帯については、政府はどういうような態度をとるのですか。たとえば東京を中心として考えてきたときに、千葉から持つてくるのもあるし、いろいろな所から持つてくるのもありますね、神奈川から持つてくるのもあり、いろいろな方法でもってやってやつてある。そういうふうな場合には地域を指定する、指定地域を決定するといふような場合は、現に受け入れをしておるのですから、そういうようなものについてどういうふうな……。

御説明の言葉が足りません。しかし十三条の三項は、十一条を準用する意味で御説明申し上げましたので、届出とはつきり申しますればわかつたのですが、届出を受けたとの今後の場合の施設の配置の適正の勧告はありませんのでござりますが、この場合は、ある程度の競争はあつた方がいいので、第二点は、生産者の共販態勢あるいは自己処理の態勢を援助の形でなんだん進めていくことが望ましい。吸引の規制を必ずしも直接的にはいたしませんで、本改正案を具しました程度において行うのが以下の実情に照らし

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

○政府委員(安田善一郎君) 現在の集酪地域内におきましては、生乳を処理し、あるいは乳製品を製造する工場は、かりにこれを工場施設を中心としますと、二時間ぐらいの輸送距離で来る所を現行法の基準としまして、政令できめておるのでござりますが、集荷場を設ける場合は、さらにそれを一時間ぐらいの輸送の所に集荷場を設けば、そういうような地点にさきり込むような心配があるうと思ふのですが、そういう点はどうなんですか。

涉辯議をするよう知事が農林大臣の承認を受けて勧告をする。なお、そして自主的に取引をしても紛争がある場合は、紛争あつせん、調停を知事と大臣において行う、そういう順序で解決していきたいのですけれども、それでもなかなかおさまりがたい場合におきましては、また別の見地の措置が必要であるかと思いますが、何しろ発展途上の酪農と乳業あるいは牛乳の生産、消費の現状でござりますから、行政権があまり直接的に統制的に動く点等は、また、その補償問題も生じましようしかし、その段階におきましては、特に発達途上でござりますから、これがいいのじやないか、こう思つております。弊害が生じて、この改正法案では足りない分は、よく慎重考慮の結果、また規定の改正をはかる、そういう実情ある段階である。こういふ認識でおるわけであります。

ふうに願いたいと思います。
それで今度、第十九条の二ですね、十九条の二は、ここに出でてくる何といいますか、数量それから販売価格、おむねこれは契約が一ヵ年、それから数量は三ヵ月、販売価格は一ヵ月ぐらいいでもつて大よそやつてある、そういうふうなもので、十九条の二でもつてきりここでするようになつてるので、存続期間の最初の三十日につ

る、そういう基準になつておるのです
が、その基準の若干の検討部門も現在
あるかと思いますが、おおむねこれに
準じまして、二時間ぐらゐの輸送距離、
これは十五石か二十石ぐらいを輸送
するトラックを考えまして、その範囲
内でありますと経済的な立地条件があ
る、すなわち生産者の方に牛乳代金を
非常に食い込むような地域ではない、
あわせまして消費者に向いまして、加
工業者を通じてでありますと、最終価
格に影響を及ぼす地域ではない、まあ
そんな考え方をもちまして、その範囲で
指定したい。二時間と申しましたの
は、現行制度に準じました制度でござ
いますので、従つて、工場を中心円
を描きますと、二時間と二時間、四時
間、そこへ集荷場を入れますと、一時間
ぐらいかかりますから、四、五時間の
こともございますが、要は、その生乳
の生産者と生乳の処理加工業を通じ
て、消費者に渡ります間に、輸送距離
といふか、経済的に合わないといふこ
とがないよな範囲内のうち、経済地
域の範囲内、そういうことで考えてい
きたいと思ひます。

い、こういう取引にしましようど、数量はどれだけにしましよう、最初の一ヶ月は値段をきめましたが、次の二ヶ月は話し合いがつかずに、価格を未定のまま進んでいる。紛争のままに進んでいる、あるいは買手側から一方的に払っている場合があると思いますが、約定はついておらぬ、そういうような場合がこれに適用されるのであります。それと照応するようにいたしまして、商慣習は大部分がすでに、取引契約は一年ぐ

き、」というような、こうすると、これは結局、何十日前になるのですか、この期間は、これは一ヵ月ぐらいになるのじゃないですか。そういうことになりますか。

○政府委員(安田善一郎君) 第二項から先に御説明申し上げますと、価格をきめないか、ある価格を変更しようとする場合は、三十日前に申し込んでらいたいということになります。すでに契約がある場合は、翌月の十日か十五日ぐらいの払いが全国的であります。今は、だから十五日払いですが、それは前月の一月分の牛乳をやつておりますので、さらに、すでにもう価格がきまつておりまして、取引が始まつたものについて申し上げますと、それを翌月から変更しようとすれば、約二ヵ月前ぐらいになる。しかし、これを一ヵ月単位に価格がきまつている場合のことを申し上げて、途中から一ヵ月前ぐらいになる。たとえば今月二十一日から一升二円上げようなど、こういうようなふうになりますと、これはもう一ヵ月にならないわけであります。一ヵ月のわけであります。このすでにきまつてある値段を算定をよさとする場合と、きまつて、な

らいいになつております、数量は三ヵ月でありますのが原則でありますけれども、この変更、特に価格的条件の変更を一方から急に申し出ることがよくないから、そこで、存続期間も、少くとも最初の三十日ぐらいについては、三十日をとるるものしか、三十日以上をきめるといけませんので、契約が三十日以上続いていることを予定している契約でありますと、値段は三十日少くともきめて下さるのを言えませんから、三十日をこえる契約につきましては、こう入れたわけであります。従つて、期間が三十日未満のものがあると、理屈上出てくる疑問がおありかと思いますが、これはもう取引の大半が以上申しましたようありますから、生産者の努力また買受人の良識から考えて、およそ異例な場合以外は、三十日以上の取引契約になることを期待しているわけであります。

る、こういふことがありますのでしがるべく思いますが、これでいいと、はなはだ短い期間を奨励するよくなるのです。そんなふうに思いますが、これは私、よくわからぬですけれども、北さんがよく覚えていると思ふのですけれども、このところはありますように短期間の契約を認めておるため、こんな書き方をしなければならなかつたのじやないかと思います。その点、私どもはかえつて冬乳と夏乳ぐらいい、年二期ぐらいにして、そうしてまらかじめ値段を決定しておく、そのとによつて市場もある程度それでもつてやつていけるのじやないかと思いまが、その場合に短かくすれば短かくするほど、価格の変動その他が直ちに生産者に響いてくるし、それからメーカーはできるだけ損失を未然に防ぐことができるという利点はあるかもしません、短ければ。しかし、そういうような意味じやなくて、生産者の安定という方面を考えると、年二期ぐらいにきめるというのを奨励すべきであると思う。そうだとすると、この際、あらかじめ期間を短かい期間でなくて、もう少し長い期間にするとか、そういうようなことをやるべきであつて、何だか知らぬけれども、この十九条の二の規定は親切のような規定だけれども、生産者にはかえつて都合の悪い規定になるよう思いますが、その点はどういうふうにお考えですか。

は、現行法で契約の文書化規定に従ってみますと、契約の存続期間では一ヶ月が四六%であります。六ヵ月から一年のうち八二%が一年、十二月であります。乳量の契約期間は五〇%が三ヶ月でございまして、価格の契約期間は一ヵ月が四六%であります。くるものは一二%で、一年は四%であります。乳業者は特に生産者の立場を、農家の立場を考えて規定しておりますのであります。規定内容は、存続期間は、少くとも価格条件については、価格のことは今申しましたように、月が四六%文書化契約されておりますが、少くとも三十日以上きめておいてもらいたい、「べんき」まで出発したらその初日に申し出がない限りは、一日ごとに契約は続いているのが一般慣習だといたしますと、先ほど御指摘の通り、涉期間が、交渉をし出すと、紛争調停がない場合としまして、なお一月続く。実際に三ヵ月確保し得るものだと思ひます。あわせまして、少くとも価格条件をきめない場合は一月前に申し出よ。また変更する場合も予告期間を設けたうの本案でございまして、さらに生産者と乳業関係の方の交渉に待ちます。それだけ置けという意味にいたして思ひます。あわせまして、少くとも価格をきめない場合も一月前に申し出よ。また変更する場合も予告期間を設けたうの本案でございまして、さうでもいい、こう期待をいたしておるのあります。また、すでに現行法にある契約の文書化に関する適正化のための勧告権につきまして、その運用によるものであります。また、すでに現行法に切になつて、最小限度に生産者を守りしきを得て追加規定とともに行なはなければなりません。

ございません。それも含みますが、さ
らに広いのです。ただ十八条にありますように、酪農經營改善計画をこの法
的制度によりまして手続も内容も取り
上げまして、國の援助もすることを予
定いたしまして立てる場合には、やは
り日本の将来の酪農のあり方も方向も
現状とともに考えなければいけません
ので、第十八条第一項の「次の各号」
という二条件はいいのじやないだろう
か。と申しますのは、先ほど御説明申
し上げましたように、專業的な畑や草
地をほとんど利用しない、濃厚飼料に
よる都市酪農業者、こういうような地
帶は除いてもいいのじやないか。また
お話をありましたように、集酪地域の
指定かなにかでやればいいからという
意味で、将来の開拓地、あるいは酪農
の適地として、十年も先において期待
するような所は一応あと回しにしまし
て、現在、乳牛は六十六万頭ぐらいおり
ますが、その六割が集酪地域の外にあ
りますて、約四割、正確に申しますと
三割七分ぐらいが指定集約酪農地域内
におけるでござりますので、何といつ
ても現在、酪農あるいは牛乳の生産、
牛乳の販売ということに目を広くして
これをとらえまして、日本の酪農の大
半の經營改善をはかり、生産の合理化
をはかる、牛乳の販売等の合理化をは
かるという点につきましては、特殊の
未開発地と特殊の土地、專業地は除い
てもいいのじやないか、それ以外は大
体全体を対象にしていいのじやないか、
こう考えておるわけであります。

も、そこで生産される石数は二百七十万石といわれるのです。ところが、指定地域外というものの方が、お見えないような数字の上からあるのであります。それのみがこの経営改善に関するものであります。ですから、指定といしまする合理化を進めるといふことは、これは集団的に經營をせしめるとのことからいきますと、これは当然なことなのであります。集約地域外のことは、そこを含めてくると、そこで指定をしたといい、それからその概念といふか、意義が非常に私はほやけてくると思う。指定外といふ考え方といふものがよほどはつきりしていないと、今後、行政上、指導上の問題で混乱が起るような気がいたします。これについては、特に私は注意をしなければならない問題が起つてゐるではなかろうか。むしろ、接続しておりまする地域外であるような所で、それらの市町村長が経営改善についての計画を提出して、補助の対象とでもなり得るようない所があります。ならば、指定地域内に包含するようにその区域の変更をして、指定地域としてあくまで取扱いをする方が行政上は正しいのではないか。こういうふうなことを考へるわけですが、しかし、それは一応こういふうになつておるのでですから、それはけつこうだと思います。

そこで、その改善計画を作るということになるわけですが、その改善計画を作ると、いわくには県が助言をし、勧告をし、そして援助を払い、補助をすることのようあります。結

定をしておりますところの受ける恩典といいますか、そういうものと、その区域外といふもののさような計画を出して参りました所の取扱いといふも

うな、つまり指導、助成といいますか、むしろ平易な言葉で申し上げますと、恩典といいますか、指導の中心がどういうところにありますか。

○政府委員(安田善一郎君) これは、改正案にも書いてあるのでござりますが、地区は集約酪農地域内外にわたつて立てる制度にいたしてるのでございますが、地区についてその条件の例を申しますと、わが国の現状では平均して市町村ごとにについて乳牛百頭ぐらいいがおおむね集約的飼育が行われてゐるが、酪農市町村の經營の実情でありますから、それを中心にして本來の農業的な酪農生産費の低減も可能である、こういうような指定集約酪農である、こういうような指定集約酪農地域に少し重みのかかったところで行なうべきものと思うのであります。そぞうして、從来の沿革もありまして、指定集約酪農についての酪振計画はすでに立てておるのでありますから、この点に

いたところに現行法の建設もありました。そこで、改めて事務所、事業所等に立ち入りておるの、酪農市町村の經營の実情でありますから、それを中心にして本來の農業的な酪農生産費の低減も可能である、こういうような指定集約酪農である、こういうような指定集約酪農地域に少し重みのかかったところで行なうべきものと思うのであります。そぞうして、從来の沿革もありまして、指定集約酪農についての酪振計画はすでに立てておるのでありますから、この点に

いたところに現行法の建設もありました。そこで、改めて事務所、事業所等に立ち入りておるの、酪農市町村の經營の実情でありますから、それを中心にして本來の農業的な酪農生産費の低減も可能である、こういうような指定集約酪農である、こういうような指定集約酪農地域に少し重みのかかったところで行なうべきものと思うのであります。そぞうして、從来の沿革もありまして、指定集約酪農についての酪振計画はすでに立てておるのでありますから、この点に

いたところに現行法の建設もありました。そこで、改めて事務所、事業所等に立ち入りておるの、酪農市町村の經營の実情でありますから、それを中心にして本來の農業的な酪農生産費の低減も可能である、こういうような指定集約酪農である、こういうような指定集約酪農地域に少し重みのかかったところで行なうべきものと思うのであります。そぞうして、從来の沿革もありまして、指定集約酪農についての酪振計画はすでに立てておるのでありますから、この点に

いたところに現行法の建設もありました。そこで、改めて事務所、事業所等に立ち入りておるの、酪農市町村の經營の実情でありますから、それを中心にして本來の農業的な酪農生産費の低減も可能である、こういうような指定集約酪農である、こういうような指定集約酪農地域に少し重みのかかったところで行なうべきものと思うのであります。そぞうして、從来の沿革もありまして、指定集約酪農についての酪振計画はすでに立てておるのでありますから、この点に

いたところに現行法の建設もありました。そこで、改めて事務所、事業所等に立ち入りておるの、酪農市町村の經營の実情でありますから、それを中心にして本來の農業的な酪農生産費の低減も可能である、こういうような指定集約酪農である、こういう意味でございます。広い、こういう意味でございます。

○東隆君 二十六条の酪農審議会の委員の割り振りですが、新条文の方で

お方々、これは一人の人が両方を知り得る学識経験者といふものがむずかしい実態があると思いますので、おのす

からそういう任命の仕方をせざるを得ない、こう考へておりますが、審議会

の委員の構成に関しましては、最近政

入するのに政府が利子補給や損失補償をしたり、あるいは補助を出したり、これが実現するのであります。そこで、この意見におきまして出て参りました所の取扱いといふも

うな、つまり指導、助成といいますか、この点が違いますか。つまり、もう一度別な方面から伺いますと、指定地域内における助成といふものはどういうも

協乳とかいろいろなわけでござりますが、それをだらだら書いてあるからと、いうことで、おわかりにくいかと思いまして下さつておりますように、この予定は生産者二名、乳製品製造業者、牛乳プラント——飲用牛乳の処理業者といふものはプラント業者と言つておりますが、そのおのおので二名、販売業者で二名、消費者で二名、学識経験者で四名、計十二名くらいと思つておりますが、そうしますと、現行の学識経験者八名を半分減らして、販売と消費の方を入れたことになるわけであります。ここは御存じのように乳製品の方の、あるいは市乳の飲用牛乳の販売の方の代表の二は、必ずしも必要ではないので、原料乳地帯と市乳地帯の方へ、これを生産者、プラント業者、乳製品業者の方に入れるのが一案かと思つておるわけでございます。いずれにしろ学識経験者の、これは今申し上げました学識経験者は現行法に即したような意味で申し上げたのですが、今回はすべてのいろいろな業態に応じた上で、第三者的な方が、そういう御意見があまり弱くならないように、こういうつもりでおります。

ところで生産という言葉でもって両方の方にぶつかってきておる。だから、これはここでの表現の仕方はいい悪いは別として、農林省の方はどんな考え方をされておるか。それをはつきりしておれば、私は原料乳とそれから市乳とこれをはつきり截然と分けて、そうしてその系列から代表者を出すのだ。こう考えてそろして消費者の面においてはこれはいいと私は思うのですが、たゞいえば消費者の代表を入れるのにどんな人を入れるか、ここでのところが何かひんとこないものですから、そこで考え方をはつきり……。

（政事委員（室田喜一郎君））この点は、書いてある範囲から最も適切な学識経験者を任命したいということです。ですが、一口にいえども、国会の御審議、御意見で尊重すべき点は尊重してその運営をすべきでござりますが、お話を点は前から予定しておりますところです。ですが、生乳の生産者としては原料乳地帯、飲用乳地帯と申しますが、市乳地帯、そういう所で一と二で二でござりますが、生乳を加工しては処理する業者としては、飲用業者のプラント業者と乳製品の製造業者、これは市乳と原料乳になるのでござりますけれども、その次には、消費者はあまり具体的に申し上げることはちょっととどうかと思いますが、たとえば主婦連のようなお方とか、労働組合のようなお方、集団消費をなさるお方、そういうところであります。販売の方は卸、いろいろな意見が三通りずつくらいは小売が入るか、入らないか、実はもつとよく御意見を各方面から伺いまして、と思っておるわけです。関係者側ではいろいろな意見が三通りずつくらいは出ておるわけです。卸、小売とばかりい

人、こういふうにするとどうまいくら
ようにも思ひますが、バランスが。そ
れを酪農振興の審議会といふ面を考へ
るとき、生産者の面をあまり弱くす
ると、これは酪農振興法の意味をなさ
ぬように考へますが、その点一つお考
え願いたい。

○政府委員(安田善一郎君) 生産者は
総合農協的な方と特殊専門的な方をと
思つておりますが、現在の酪農審議会の
委員を御存じと思いますが、おのずかか
らよろしきを得て、実は人もいちつと
しゃるのであります。しかし、制度と方
針とは別でござりますが、第三者的な
狭い意味の学識経験者は必ずしも必要
であります。公正な意見を吐いて下
さればいいんで、あとは各業態の学識
経験者はかりでござりますので、学識
経験者四名はおのずから地域を代表せ
しめて、生産者重点に……なぜかと
いえば、今回の改正に關しましては、
販売業者についてはまだ研究が足りま
せんので法文化しておらないといつて
もいいくらいでござりますが、本案の
運営といいたしましては、その酪農振興
に関する重要事項について、この酪振法
に基いての農林大臣の諮問機関の委員
員でござりますから、東先生のおつ
しやることを尊重いたしまして手続を
とりたいと思ひます。

○委員長(秋山俊一郎君) それでは本
日は、これをもつて散会いたします。
午後四時四十五分散会

三月二十日予備審査のため、本委員会
に左の案件を付託された。

一、蘭系価格安定法の一部を改正す
る法律案(衆)

繩糸価格安定法の一部を改正する法律
繩糸価格安定法（昭和二十六年法律第三百十号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」と改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の農林大臣の定める額は、繩の生産費の額の七割五分を下るものであつてはならない。

第十二条の三各号別記以外の部分中「同条第二項」を「同条第三項」に、同条第六号中「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

三月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、漁船法の一部を改正する法律案
(衆)

漁船法の一部を改正する法律案
漁船法の一部を改正する法律
漁船法（昭和二十五年法律第七百七十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「漁船は、」を「漁船（総トン数一トン未満の無動力漁船を除く。）は、」に改める。

第十二条中「前条」を「第十二条」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

For more information about the study, please contact Dr. Michael J. Hwang at (310) 206-6500 or via email at mhwang@ucla.edu.